

ゴム製品製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	16~17	ゴム成形機でゴム生地を入れいている時にゴム生地状成形カッター機内でカットしたゴム生地が引っ掛かり、引っ掛かったゴム生地を除去する際、機械の電源を切らずに、出口側から手を入れてしまい、動いてきた回転刃で左指の3本を切断してしまった。（左手の人差し指、中指、薬指）	56	300~499
3	10~11	工場内で材料とゴムを練り合わせる作業をしていて、練り上がった材料を取り出したあと、機械の中に少し残った材料を取ろうとしたが、機械がまだ止まりきっておらず、右手を挟まれた。	32	1~9
3	16~17	未加硫ゴム（ゴム生地）混練り工程のオープンロール練り作業に於いて、ロールで練り込んだシート状のゴム生地一部を切り取ろうと、右手で包丁を持ちゴム生地をカットし、左手でゴム生地を取ろうとした際に、ロール上部のバンク間のゴム生地（ロール練り込み口上部の隙間に溜まるゴム生地の塊）が手前に落ちてきたため、左手がゴム生地に巻き込まれた。すぐに非常停止を作動させたが、左手をゴム生地から抜くまでの間、ゴム生地温度が約80℃あったため、左手手首までの手背と手掌を火傷した。	23	100~299
4	14~15	工場内で樹脂プレス作業中に機械に異常が起き引っ掛かりが生じたため調整しようとしたとき、通常は手動に切り替えて調整するところ、自動のまま行ったため、右手中指末節を機械に挟み粉碎骨折した。	20	10~29
4	6~7	金型が途中で止まり閉まりきらなかったため監督者が対応したが再度停止したため、不具合箇所を説明する際に指で指し示していた時に残圧で金型が閉まり左手人差し指を負傷した。	28	100~299
	23~	化繊コードを連動にて貼り付け中に、本来上下に離れているコードが密着したの		100

4	24	で、それを剥がそうとして手で触れたとき、ローラーシャフトとコードの間に左腕を巻き込まれ、左前腕を開放骨折した。	21	～ 299
5	2～3	タイヤを加硫する加硫機で、加硫の際に使用するブラダー（タイヤの内面の圧力を維持するための風船状のもの）の交換作業を実施中、取り付けたブラダーの下部を清掃する為、水圧で上昇状態であったブラダーを下降ボタンを押して下降させた。その際、被災者は下降しているブラダーと加硫機の底面に右手親指を挟まれた。	26	～ 9999
6	9～ 10	工業用品製造課3号プレス機でHBパッキン1000Lをプレス作業中、加硫終了後製品から中芯をウインチを使って引き抜く作業で、右手にスイッチボックスを持ち、左手にフックを持ち「下」のボタンを押してフックを中芯に誘導した。途中にゲートがあるため一時停止しフックを通した後、作業再開した際に、誤って「上」を押したため、フックとゲートの間に左手親指を挟んだ。停止後逆転させようとしたが、誤って「上」を押し圧迫した。	25	50～ 99
7	4'5	自社工場内において自動車部品用ゴム製品のプレス成型作業中、作動ボタンを押した後に治具上の素材が所定の位置にセットされていないことに気付き、急いで修正しようとしたところ、降下してきた上型と下型との隙間に左手の小指を挟まれて負傷した。	58	30～ 49
7	14'15	材料切断場所で太めの材料を切断している時に、通常であれば、材料が刃に当たった際に引くのだが、押し出していた材料が、少なかったのか、刃が材料を滑った様になり、材料がくねり、材料を持っていた右手が、刃の方へ持って行かれ手が返され、親指が刃の固定ボルトに押しつけられ骨折した。	68	10～ 29
7	11～ 12	工場では生ゴムのシートを製造するために、ロール機から出てくるゴムを取ろうとした際に、左手で取ろうと注意を向けていたため、右手の注意が疎かになり、軍手をしたままロール機に右手を挟み負傷した。	28	50～ 99
9	18～ 19	ゴム練りを行うロール機前で、ロール機側から背部の通路側へ振り返り、歩行を始めた際、運搬作業をしていたフォークリフトに右足を踏まれ、被災した。	33	500 ～ 999
		切断機の中の払出口ロールにゴムが詰まり、取り出しが出来なかった。この場合、		

9	11～ 12	モータのスイッチを切り止めて取り出し作業を行うか、クラッチを外し詰まったゴムを取り出す必要があった。しかし、このどちらの操作も行わず機械の稼働中に、指をカッターの間に入れてしまった。	36	1～9
9	23～ 24	成型作業中に型締めをするアームが設備の不具合で通常はゆっくり旋回して金型が開くものが、勢いよく旋回してしまい、アームが振り切って成型機にぶつかり大きな音が鳴り、隣で作業をしていた仕上げ検査員が驚いて悲鳴をあげ、その悲鳴に成型作業員が驚き仕上げ検査員の方に振り向いた時に成型機の中に左手人差し指があり、上型が倒れてきて指を挟み骨接した。	56	30～ 49
9	16～ 17	加硫缶から台車に載ったゴムロールをワイヤーで引き出した後、床に埋め込まれたドラムにワイヤーをきれに巻き取る際、ワイヤーを持ったまま巻き取り機に右手中指先端を挟み裂傷した。2人作業でひとりワイヤーを持ち、ひとり巻き取り機のリモコン操作をしていた、本来、ワイヤーの終端を持つべきところ、中間付近を持ち巻き取ったため、持ち替えることができなかったことと、巻き取り機のリモコン操作をしていた者との作業についての疎通が図れなかったことで事故となった。	25	30～ 49
9	11～ 12	ロール機にて練りゴム作業中、ゴムが手前のロールに巻きつくよう手前ロールの下方のゴムを左手で掴む際、右手を絶対に置いてはいけないロールの上部に誤って置いていたため、手袋と一緒にロールに挟まり、緊急停止装置を起動させたが、間に合わず、右手人差し指を受傷した。	52	10～ 29
10	9～ 10	会社工場内の自動車部品成型機で製造中、誤って型を上昇させるレバーに肘が当たり、上昇した型と成型機との間に左手の中指と薬指が挟まって、裂傷を負った。	33	10～ 29
11	9～ 10	2F菓子包装ラインにて菓子選別作業中、選別機に詰まった菓子を取り除こうと左腕と身体全体を伸ばしたところ、選別台ガード部分が当たっていた左脇腹部分へ重心が掛けられた状態で「ゴリッ」という感触を覚え、左第8肋骨を骨折した。	35	30～ 49
	13～	作業場内で、製品に切り込みを入れる作業中、製品の刃によって切り込みを入れる道具を使用している時、製品を必要よりも深く持ってしまったため刃物を降ろした際、右手の指を切断してしまう状況になった。当社では本来、鎖の手袋を装		30～

11	14	着して作業を行うが、当日は、納期が近く2人体制で作業を行っており鎖の手袋は1つしか備えていなかったため、被災労働者は装着していなかった。右手中指先端切断と出血。	27	49
11	22~ 23	ロール場の18インチロールで、圧延の準備作業中にロールの表面が汚れていたため、ロールを停止せずに、ウエスで拭き取り作業を行って、右手の中指、薬指、小指をウエスごとロールに巻き込まれた。	54	10~ 29
11	22~ 23	工場4階RAK成型機2号において、トップトレッドの貼り付けジョイント後ステップボタンを押し自動ステッチングを開始した。その時、プライコード先端がドラム上に垂れ下がっていたので修正の為、左手で先端を掴みエプロンガイドに戻そうとしたところ、PLYが生タイヤに接触し、左腕がPLYごとドラムに巻き込まれ、その反動で前のめりになり、顔面をエプロンガイドにぶつけた。	33	1000 ~ 9999
12	9~10	当社2階包装資材加工場において、本人は製袋機でエアーセル袋を加工中、熱で製品がバールにつき、その詰まった物を取り除こうとした。機械を止めずに、入ってはいけない奥の部分へ左手を入れたため、バールに挟まって負傷した。	49	10~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html